別表六の二（二十六）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第１項又は第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において租税特別措置法第68条の15の６第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合に限る。）において、同法第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

2　「控除対象調整数の計算」及び「個別控除対象調整数の計算」の各欄は、租税特別措置法第68条の15の２第２項又は令和２年旧措置法第68条の15の２第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「(5)」、「(10)」、「(21)」及び「(26)」の各欄は、租税特別措置法第68条の15の２第１項又は令和２年旧措置法第68条の15の２第１項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。

別表七㈠の記載要領第１号中「第４号」を「第５号」に改め、同第四号中「第16条の３第１項」を「第15条第１項」に改め、同号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

4　当該事業年度が租税特別措置法第66条の11の４第１項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額（当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額）」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)」の金額が０に満たない場合には、当該金額を０として計算すること。

(2)　租税特別措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに別表七（一）付表五「12」の金額を含めて記載すること。

別表七㈠付表一一の表中「合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人の別」を「合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別」に改める。

別表七㈠付表四の次に次の１表を加える。